

神吉水利組合会則

(名称)

第1条 この会は、神吉水利組合という

(構成)

第2条 この会は、神吉町内に住所を有し水利費納入者及び水利委員を持って構成する。

(事務所)

第3条 この会は、事務所を神吉公会堂に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員の連絡を保ち親睦を図ると共に、水利関連施設の維持管理等良好な水利権の確保及び地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業用水の維持、確保。
- (2) 農会員の親睦、研修、および文化教養の向上に関すること。
- (3) 農業用水路の維持管理に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----------|-----|
| (1) | 水利委員長 | 1名 |
| (2) | 会計 | 1名 |
| (3) | 水利委員 | 10名 |
| (4) | 監事（土地改良区） | 3名 |

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 水利委員長及び会計は、町内会長及び町内会会計が兼任する。
- (2) 水利委員は、1～5部より各2名とする。
- (3) 監事は、上部土地改良区・大池土地改良区の神吉代表者、農会長とする。

(役員の職務)

第8条 仕事の内容

- (1) 水利委員長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会計は、この会の会計を処理する。
- (3) 水利委員は、担当地区内会員の連絡調整を図るとともに、この会の事業の企画、執行にあたる。
- (4) 監事はこの会の業務の助言及び事業の円滑な協力をする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、次の通りとし、再選を防げない。

- (1) ①水利委員長の任期は、町内会長の任期とする。
- ②会計の任期は、町内会会計の任期とする。
- ③水利委員の任期は、2年とする。
- ④監事の任期は、各団体役員の任期とする。

- (2) 役員に欠員が生じたときは、第7条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、水利委員会及び総会とする。

(水利委員会)

- (1) 水利委員会は通常委員会と臨時委員会とする。
- (2) 水利委員会は、次の事項を協議し決定する。
 - 1・事業に関すること。
 - 2・水利委員の選任に関すること。
 - 3・この会の運営に係る重要事項に関すること。
 - 4・委員会は出席者の過半数をもって決する。

(総会)

- (1) 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を決議する。
 - 1・行事報告及び収支決算報告に関すること。
 - 2・行事予定及び収支予算報告に関すること。
 - 3・総会は町内会員の過半数をもって決する。(委任状可)

(資産の構成)

第11条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 水利費
- (2) 下水処理費
- (3) 農地転用費
- (4) 資産から生ずる収入(架橋費・水路下越費・浄化槽設置費 他)
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第12条 資産は、水利委員長が管理し、その方法は、水利委員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第13条 この会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画および収支決算)

第14条 事業計画及び前項の規定にかかわらず、予算が議決されていない場合は、水利委員長は、会議において予算が議決される日までの間は前年度の予算を参考に収入支出することが出来る。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監査委員を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、水利委員会の4分の3以上の同意を得なければ変更する事が出来ない。

(解散及び残余資産の処分)

第18条

- (1) この会が総会の議決に基づいて解散をする場所は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- (2) 解散の時に存在する残余資産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(委任)

第19条 この会則の施行について必要な項目は、水利委員会を経て別に定める。

(付則)

○水路敷きの設定について

- 1・水路内巾より50cm以上後退する。但し一方に通路巾が1m上ある場合は別途協議する。
- 2・隣接地が50cm以上後退している場合はそれに順ずる。
- 3・水路内巾が0.8m以上の水路は現況を勘案し決定する。但し最低60cm以上を確保する。
- 4・水路側壁改修工事等を勘案して後退する。

上記規定は、国土調査による境界(地籍図)を尊重するが国調による境界が確定していない場合に適用する。

○日役について

- 1・用水路の維持管理についての日役は、1日3,000円とする。
- 2・草刈機、車両提供者については、0.5日とする(燃料・草刈機の刃は個人負担)

(施行期日)

○この会則は、平成23年7月1日から施行する。